

インド特許法の基礎(第7回)

～特許出願(4)～

河野特許事務所
弁理士 安田 恵

1. はじめに

インドにおいても我が国と同様、特許出願人は、一の特許出願に二以上の発明が含まれていた場合、特許付与前であれば、この特許出願を二以上の特許出願に分割することができる。特許出願の分割は、発明の単一性要件違反(第10条(5))を指摘する審査報告(拒絶理由通知)に対する応答時はもちろん、出願人が自発的に行うこともできる。分割された特許出願は、元の特許出願の出願日又は優先日の利益を有する(第11条(4)、パリ条約4条G(2))。

今回は分割出願の客体的要件に関する審決例(OA/6/2010/PT/KOL, ORDER No.111/2011, LG ELECTRONICS, INC Vs. THE CONTROLLER OF PATENTS & DESIGNS PATENT OFFICE等)を検討する。

2. 事件の概要

出願人は、拒絶の審査報告を受けた親出願に係る発明と同一の発明について分割出願を行った。しかし、インド特許庁は、かかる出願は、分割出願として認められないとし、当該出願を出願前に公開された親出願等に基づいて拒絶した。本件(OA/6/2010/PT/KOL)は、当該拒絶の決定の取り消しを求めるものである(第117A条)。

3. 事実関係

手続きの経緯を下図に示す。

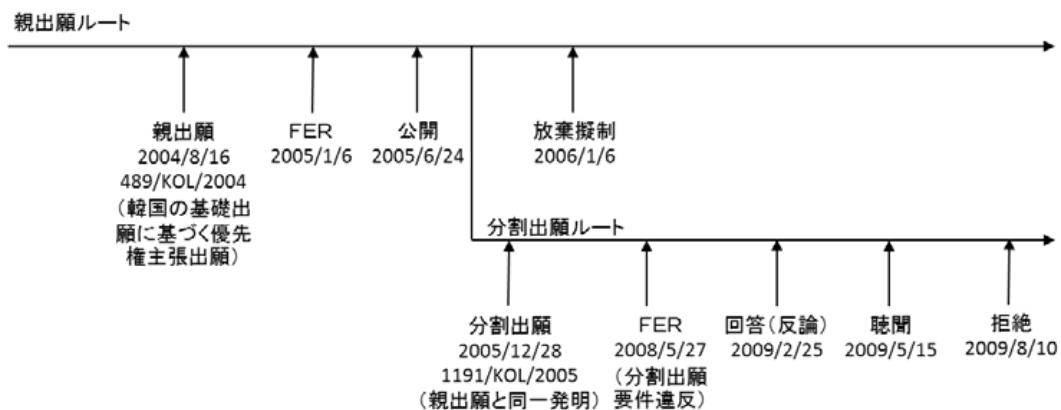


図1 手続きの経緯を示すフローチャート